

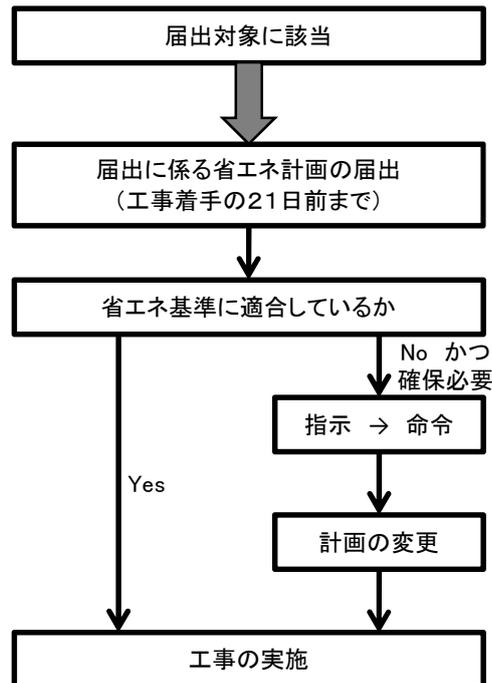
建築物省エネ法の届出について

建築主は、特定建築行為に該当するものを除く床面積※300㎡以上の建築物の新築、増改築をしようとするときは、省エネ計画を所管行政庁へ届け出なければなりません。

※外気に対して高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積

1. 手続きについて

省エネ計画は、工事着手の21日前までに所管行政庁へ届け出ることが必要です。また、省エネ計画が省エネ基準に適合しない場合、所管行政庁が必要と認める時は指示・命令を行うことができることとなっています。



2. エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)からの変更点

(1) 届出対象の変更

省エネ法では届出対象であった修繕模様替、設備の設置・改修については、建築物省エネ法では届出の対象外となります。

また、増改築については、既存部分との大小関係に関わらず、増改築部分が、300㎡以上であれば届出対象となります。

(2) 定期報告の廃止

省エネ法では届出提出後、4年に一度提出する必要があった定期報告は廃止されました。また、定期報告制度は建築物省エネ法にはありません。